

裁 決 書

[Redacted]

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

審査請求人 [Redacted]

処分庁 [Redacted]

平成28年8月2日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年7月1日付けで行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(1) [Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED]

3

[REDACTED]

4

[REDACTED]

5

[REDACTED]

6

[REDACTED]

[REDACTED]

7

[REDACTED]

8

[REDACTED]

9

[REDACTED]

10

[REDACTED]

11

[REDACTED]

12

[Redacted text block]

13

[Redacted text block]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人らの主張 (審査請求書及び反論書)

[Redacted text block]

(1) [Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

(3) [Redacted text block]

(4) [Redacted text block]

2 処分庁の主張 (弁明書)

(1) [Redacted text block]

[Redacted text]

ア [Redacted text]

イ [Redacted text]

ウ [Redacted text]

エ [Redacted text]

オ [Redacted text]

(2) [Redacted text]

理 由

1 法令等の規定

(1) 法令の規定

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆる

るものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定められている（法第4条第1項）。

イ また、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われ（法第8条第1項）、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。

ウ 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする（法第9条）。

エ 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている（法第10条本文）。

オ 保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の資産及び収入の状況、その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないこととされている（法第24条第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第1条第3項）。

カ 保護の実施機関は、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされている（法第28条第1項）。

そして、保護の実施機関は、要保護者が前記による報告をせず、若しく

は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、保護の開始又は変更の申請を却下することができるとしている（同条第5項）。

- (2) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされており（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第10）、さらに、最低生活費の認定は、生活保護制度が保障しようとする健康で文化的な最低限度の生活を営むのにどの程度の費用を要するか、すなわち、その最低生活需要の測定を意味するものであり、この需要の測定方法は、厚生労働大臣の定める保護の基準によって定められており、これに被保護者からの申請、申告及び福祉事務所の訪問調査等によって確認された事実関係（世帯の実態）をあてはめることにより、個々の世帯の最低生活費が測定されることになっている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第7「意義」(2)）。

- (3) 「生活保護の適正実施の推進について」（昭和56年11月17日付け社保第123号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知）1(2)では、保護の新規申請の場合の措置について、次のとおり定めている。

資産の保有状況及び収入状況に係る書面並びに収入状況に係る書面の記入内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に関しては、保護の決定及び実施に当たっては、法第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らして、保護の申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされていることから、資産の保有状況、収入状況その他の保護の決定に必要な事項の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護

の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。

(4) また、問答集問13-37（答）では、保護申請時に調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、保護の実施機関は事実上の決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでないとされ、なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第5項に基づき申請却下等の措置をとることとなるとしている。

2 行審法第36条に基づく処分庁への質問の実施

審理員は、

(1)

(2)

[Redacted text block]

3 審理員の質問に対する処分庁からの回答 (要旨)

[Redacted text block]

(1) [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

[REDACTED]

4 判断

(1) 判断の枠組み

前記1(2)のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているところ、最低生活費の測定方法は、厚生労働大臣の定める保護の基準によって定められており、これに被保護者からの申請、申告及び福祉事務所の訪問調査等によって確認された事実関係（世帯の実態）をあてはめることにより、個々の世帯の最低生活費が測定されることとされている。

このため、同(1)カのとおり、保護の実施機関は、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めることができるが、保護の実施機関は、要保護者が当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、保護の開始又は変更の申請を却下することができることとされている。

もっとも、要保護者が調査に協力しない場合の取扱いを定めた同(4)によれば、調査が必要な理由等を懇切丁寧に説明してもなお要保護者の協力が得

られないときは、保護の決定に必要な事実が明らかとならないから、保護の実施機関は事実上の決定ができないのであって、そのような場合において、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、申請却下の措置をとることとなるとされている。

そうすると、ここにいう保護申請却下の措置は、要保護者が調査（報告）に非協力的なために保護の決定に必要な事実が明らかとならず、適切な保護の決定を行うことが困難な場合に、やむを得ず行われるものと解すべきであって、これを換言すれば、調査（報告）がなくてもそのような事実が明らかになっている場合にまで、調査（報告）への非協力的な態度を理由に、保護申請却下の措置を認める趣旨のものではないと解するのが相当である。

(2) 原処分について

処分庁は、請求人 [] から、前記「事案の概要」の1のとおり保護の申請を受けたところ、請求人らに対し、生活状況等に変化があった場合等、重要事項は逐次報告するよう再三求めていたのにもかかわらず（同4、同6及び同9）、請求人らは、 []

[] が稼働を開始したこと（同9）に係る報告をそれぞれ怠ったほか、請求人 [] から請求人 [] の消息についての虚偽の報告があったこと（同10及び11）から、保護の決定に必要な事実が明らかにならず、保護の決定ができないことから、請求人らが調査・報告の拒否及び虚偽の報告を意図的に行ったと判断して、法第28条第5項に基づき、原処分を行ったことが認められる。

処分庁が保護の開始を申請した請求人らに対して、法第28条第1項に基づき、生活状況等の変化について速やかに適正な報告を求めることは、適切な保護の決定を行うためになされるべき正当な行為であって、それに対して請求人らが報告の懈怠を繰り返し、さらには虚偽の報告をしたことは、社会的に容認されない不誠実かつ不当な行為といえ、このような行為を行う請求人

らの申請に対しては、保護の申請却下の措置を検討することは当然のことである。

しかしながら、前記(1)に掲げた判断の枠組みに照らして検討した場合、請求人らの申請を却下した原処分の判断は、次のとおり是認することができない。

請求人

請求人らの

請求人

について

は、自発的とは言い難いものの、会話の流れの中や処分庁からの問いかけに応じて事実を報告していることが認められ、これらの事実をもって、前記1(4)にある調査が必要な理由等を懇切丁寧に説明しても、協力が得られない場合とはいえ、保護の決定に必要な事実が明らかでないともいえない。

また、請求人 についての請求人 の報告（前記「事案の概要」の10）は、確かに虚偽の報告であったと評価しても差し支えないものではあるが、請求人 の翌日には、当該事実について処分庁が把握している（同11）から、この虚偽報告の事実をもってしても、保護の決定に必要な事実が明らかでないとはいえない。

そうすると、処分庁が保護の決定を行うために必要な報告の懈怠及び虚偽の報告であるとする請求人らの5つの行動（前記「審理関係人の主張の要旨」の2(1)アからオまで）をみても、それらによっては、前記(1)で示した「適切な保護の決定を行うことが困難な場合」に該当するとはいえないというべきである。

また、請求人（夫）が行った保護の申請の内容（前記「事案の概要」の1(1)から(3)まで）のほか、申請時の面接の記録（同2）や請求人 の結果によって、請求人らの世帯の実態

健康状態等)、資産の保有状況(最低限度の生活の維持のために活用可能な資産 [redacted] 並びに収入状況 [redacted]

[redacted] が確認できるし、保護の開始申請後の請求人らの世帯の生活状況の変化についても、前記のとおり、請求人らの世帯の [redacted] [redacted] については、こうした事実の発生からそれほどの間を置くこともなく、処分庁が把握できており、収入状況の変化についても、 [redacted] (同4) や請求人 [redacted] が稼働を開始したことを把握できているから、結局、処分庁が請求人らの世帯について適切な保護の決定を行う上で支障があるような致命的な情報の不足は認められないし、処分庁からも他に保護の決定を行うことができないような具体的な情報不足の事実があったことも示されていない。

以上のことから、本件は、前記(1)に掲げた判断の枠組みに照らせば、「保護の決定に必要な事実が明らかとならず、適切な保護の決定を行うことが困難な場合」には当たらないし、前記の請求人らの世帯の状況を考慮すれば、むしろ、原処分時においては、保護の決定が可能な状態にあったということが出来るから、このような場合にまで「調査(報告)への非協力的な態度を理由に、保護申請却下の措置を認める」ことはできないというべきである。

したがって、 [redacted]

[redacted] 原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法な処分であり、取り消されるべきものと言わざるを得ない。

(3) 結語

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、主文のとおり裁決する。

平成29年2月24日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

